

(ⅰ)体制・取組指標群(配点64点)

指 標			時点	回答欄	昨年度結果	得点	記載欄	
1	地域の介護保険事業の特徴を把握しているか。 ※ウに該当する場合はイに、エに該当する場合は、ア又はイのいずれかに該当していることが望ましい	ア 「地域包括ケア「見える化」システム」を活用し、サービス資源や給付費等の現状把握・分析等を行っている	2024年度実施（予定を含む）の状況を評価	○	○	4 点	ア 以下の通り、「見える化」システム等を利用した分析の結果を記載 ①分析に活用したデータ 厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報等 ②分析方法、全国その他地域（具体名）との比較や経年変化（具体的年数）の分析等 全国、愛知県、豊田市、岡崎市等との状況を過去5年以上遡り比較 ③当該地域の特徴 要支援・要介護認定者の割合が県内同規模と比較すると高く推移しており、要支援1と要介護2の割合が高い。 ④その要因 後期高齢者割合が県内の同規模自治体と比較して高く推移しているため。 イ 日常生活圏域毎の状況を第9次春日井市高齢者総合福祉計画に掲載している。 ウ 窓口にて相談窓口や介護サービス利用に係るガイドブックの配布を行っている。 エ 日常生活圏域毎の高齢者人口、要支援・要介護認定率の状況を作成し、春日井市高齢者総合福祉計画推進協議会の資料として配付し、資料を公表している。	
		イ 日常生活圏域別の特徴を把握・整理している		○	○	4 点		
		ウ 地域の介護保険事業の特徴を踏まえ、相談窓口やサービスの種類・内容、利用手続などについて、住民に周知を行っている		○	○	4 点		
		エ 地域の介護保険事業の特徴を公表している		○	○	4 点		
2	介護保険事業計画の進捗状況（介護サービス見込量の計画値と実績値の乖離状況）を分析しているか。 ※ア→イ→ウ→エの順で該当していることが望ましい	ア 毎年度、計画値と実績値の乖離状況について、モニタリングを行っている	2024年度実施（予定を含む）の状況を評価	○	○	4 点	ア 令和6年10月22日に春日井市高齢者総合福祉計画推進協議会を開催予定。 イ 計画値と実績値の乖離については、コロナ等の影響によるもの。 ウ 地域密着型サービスの整備計画の進捗が良くないため、要介護者の需要予測や介護人材不足等の実情も踏まえた整備を今後検討をしていく。 エ 令和6年度第1回春日井市高齢者総合福祉計画推進協議会資料、市HPに公表予定。	
		イ モニタリングの結果を外部の関係者と共有し、乖離の要因やその対応策について、外部の関係者を含む議論の場で検証を行っている		○	○	4 点		
		ウ モニタリングの結果やイの検証を踏まえ、サービス提供体制について必要な見直しを行っている		○	○	4 点		
		エ モニタリングの結果を公表している		○	○	4 点		
3	自立支援、重度化防止等に関する施策について、実施状況を把握し、必要な改善を行っているか。 ※ア→イ→ウ→エの順で該当していることが望ましい	ア 毎年度、次の施策分野ごとに事業の実施状況を定量的に把握し、データとして整理・分析している	2024年度実施（予定を含む）の状況を評価	① 介護予防・生活支援サービス	○	○	1 点	ア 第8次春日井市高齢者総合福祉計画掲載事業の実施状況として、①～④の事業の取組内容・実績を集約している。 イ 第8次春日井市高齢者総合福祉計画評価指標の実施状況として、①③④の事業の実績値及び目標値を集約している。 ウ 地域包括ケア推進協議会、高齢者総合福祉計画推進協議会において、報告・協議している。 エ 令和6年度第1回春日井市高齢者総合福祉計画推進協議会資料、市HPに公表予定。
				② 一般介護予防事業	○	○	1 点	
				③ 認知症総合支援	○	○	1 点	
				④ 在宅医療・介護連携	○	○	1 点	
		イ 次の施策分野ごとに事業の効果を検証するための評価指標を定めている		① 介護予防・生活支援サービス	○	○	1 点	
				② 一般介護予防事業	○	×	1 点	
				③ 認知症総合支援	○	○	1 点	
				④ 在宅医療・介護連携	○	○	1 点	

		ウ イの指標に対する実績等を踏まえ、毎年度、次の施策分野ごとに課題の分析、改善・見直し等を行っている	① 介護予防・生活支援サービス ② 一般介護予防事業 ③ 認知症総合支援 ④ 在宅医療・介護連携		○ ○ 1 点	
		エ 次の施策分野ごとにイの指標の達成状況を含む取組の成果を公表している	① 介護予防・生活支援サービス ② 一般介護予防事業 ③ 認知症総合支援 ④ 在宅医療・介護連携		○ ○ 1 点	

4	保険者機能強化推進交付金に係る評価結果を関係者間で共有し、自立支援、重度化防止等に関する施策の遂行に活用しているか。 ※イ及びウに該当する場合はアに該当していることが望ましい	ア 年に1回以上、評価結果を庁内の関係者間で説明・共有する場がある	2024年度実施（予定を含む）の状況の評価	○	○	4 点	ア 令和6年8月22日に介護・高齢福祉課、福祉政策課、地域共生推進課の担当者にて結果を共有。 ウ 未実施となった項目について改善点を協議し、各課の取り組みに反映している。
		イ アの場には、庁内のみならず、外部の関係者が参画している		○	×	4 点	
		ウ アの場における意見を、施策の改善・見直し等に活用している		○	×	4 点	
		エ 市町村において全ての評価結果を公表している		○	×	4 点	

目標Ⅱ 公正・公平な給付を行う体制を構築する(配点100点)

60 点

(i) 体制・取組指標群(配点68点)

指 標			時点	回答欄	昨年度結果	得点	記載欄		
1	介護給付費の適正化に向けた方策を策定しているか。 ※ア→イ→ウ→エの順で該当していることが望ましい	ア 地域のサービス資源や給付費等の動向を把握し、他の地域とも比較・分析の上、介護給付費の適正化方策を策定している		2024年度実施（予定を含む）の状況の評価	☐	☐	8 点	ア 居宅サービスは同規模自治体と比較するとやや高くなっている。 イ ケアプラン点検の実施件数、介護サービス事業者の運営指導実施数を指標としている。 ウ 年度当初に市の総合計画に基づく事業点検を必ず行っている。 エ 令和6年度第1回春日井市高齢者総合福祉計画推進協議会資料、市HPに公表。	
		イ 介護給付費の適正化方策に基づく取組の効果を検証するための評価指標を定めている			☐	☐	8 点		
		ウ イの指標に対する実績等を踏まえ、毎年度、取組の課題の分析、改善・見直し等を行っている			☐	☐	8 点		
		エ イの指標の達成状況を含む取組の成果を公表している			☐	☐	8 点		
2	介護給付費適正化事業を効果的に実施しているか。	ア 3事業の全てを実施している		2024年度実施（予定を含む）の状況の評価	☐		6 点	①3事業のうち実施している事業を記載。＜選択式＞	
		☐						要介護認定の適正化	
		☐						ケアプラン等の点検	
		☐						縦覧点検・医療情報との突合	
		イ 縦覧点検10帳票のうち、効果が高いと期待される4帳票をいくつ点検しているか	① 2帳票		☐	☐	2 点	②「縦覧点検10帳票のうち、効果が高いと期待される4帳票」のうち実施している帳票を記載。＜選択式＞	
			② 3帳票		☐	☐	2 点	☐	① 居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表
			③ 4帳票		☐	☐	2 点	☐	② 重複請求縦覧チェック一覧表
					☐	☐	2 点	☐	③ 算定期間回数制限縦覧チェック一覧表
		ウ ケアプラン点検の実施に当たって、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の入居者に係るものも含めている			☐	☐	8 点	ウ 有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅に併設されている居宅介護支援事業所のケアプラン点検を実施している。 オ 福祉住環境コーディネーター2級の資格を持つ職員による点検を行っている。	
		エ 福祉用具の貸与後に、リハビリテーション専門職等が用具の適切な利用がなされているかどうかを点検する仕組みがある			×	×	0 点		
		オ 福祉用具購入費・住宅改修費の申請内容について、リハビリテーション専門職等がその妥当性を検討する仕組みがある			☐	☐	8 点		

目標Ⅲ 介護人材の確保その他のサービス提供基盤の整備を推進する(配点100点)

40 点

(i) 体制・取組指標群(配点64点)

指 標			時点	回答欄	昨年度結果	得点	記載欄	
1	地域における介護人材の確保・定着のため、都道府県等と連携しつつ、必要な取組を実施しているか。	ア 地域における介護人材の現状や課題を把握し、これを都道府県や関係団体と共有している		2024年度実施（予定を含む）の状況を評価	×	×	0 点	イ 春日井市介護保険居宅・施設事業者連絡会に運営委託し、人材の確保・定着に必要な研修を開催している。 ウ イと同じ。
	※エに該当する場合はイ又はウのいずれかに該当していることが望ましい	イ 都道府県や関係団体の取組と協働した取組を行っている			○	○	6 点	
		ウ 市町村としての独自事業を実施している			○	○	6 点	
		エ イ又はウの取組の成果を公表している			×	×	0 点	
		オ 地域における介護人材の将来的な必要数の推計を行い、これを公表している			×	×	0 点	
2	地域におけるサービス提供体制の確保や、自立支援・重度化防止、介護人材確保に関する施策等の推進に当たって、庁内・庁外における関係者との連携体制が確保されているか。 ※ウからオまでのいずれかに該当する場合はア及びイに該当していることが望ましい	ア 介護・福祉関係部局や医療、住まい、就労関係部局など、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた庁内の連携を確保するための場又は規程がある		2024年度実施（予定を含む）の状況を評価	○	○	6 点	ア 高齢者の保健事業と介護予防等の一体t機な実施に関する 3 課調整会議。医療・介護・健康づくりの 3 課で情報共有する。 イ 大学教授、医師、歯科医師、薬剤師、介護サービス事業者、被保険者代表、地域福祉関係者、民生委員、NPO法人代表等 ウ ①～④について定期的に情報共有を行い、事業の実施内容及び連携体制の構築状況について協議している。 ウ⑤ 春日井市介護保険居宅・施設事業者連絡会と連絡・調整を行い、人材確保に向けた取り組みを協議している。生活援助員養成研修を上記法人に委託し、就労を希望する研修修了者に対し、介護サービス事業者の求人情報を提供している。 オ 地域共生推進課内に地域福祉包括化推進員を配置し、生活困窮、障がい、子ども、高齢者などあらゆる対象者の複合化・複雑化した課題に対し、関係機関の調整等を含めた支援を行っている。
		イ 都道府県や事業者、関係団体、専門職等外部の関係者との連携を確保するための場がある			○	○	6 点	
		ウ ア及びイの連携体制を、次の施策分野ごとの取組に活用している	① 介護予防・生活支援サービス		○	○	2 点	
			② 一般介護予防事業		○	○	2 点	
			③ 認知症総合支援		○	○	2 点	
			④ 在宅医療・介護連携		○	○	2 点	
			⑤ 介護人材確保等		○	○	2 点	
		エ ア及びイによる連携体制を活用し、高齢者の住まいの確保と生活の一体的支援に関する取組を実施している			×	×	0 点	
		オ ア及びイによる連携体制を、重層的支援体制整備事業の実施や地域の誰もが参画できる場づくりなど、介護保険事業に留まらない地域づくりにも活用している			○	○	6 点	